

## 飯山市本町広場の管理運営に関する基本協定書

飯山市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり、飯山市本町広場（以下「本施設」という。）の管理・運営に係る基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、本施設を適正かつ円滑に管理・運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定期間）

第2条 指定の期間は、令和8年7月1日から令和13年3月31日までとする。

（管理運営の原則）

第3条 乙は本協定、当該年度における事項について別に定める年度協定、飯山市本町広場条例（平成10年飯山市条例第5号）（以下「条例」という。）及び関係法令等に従い、本施設の管理運営に係る業務（以下「管理運営業務」という。）を行わなければならない。

（管理運営を行う施設等）

第4条 甲は、乙に次の施設の管理運営業務を行わせるものとする。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 名称    | 飯山市本町広場   |
| (2) 所在地   | 飯山市大字飯山 1200番地<br>飯山市大字飯山 1200番地1号                      |
| (3) 建物の構造 | 建築構造 木造一部2階建<br>敷地面積 1403.07㎡<br>延床面積 174.70㎡           |
| (4) 施設の内容 | 屋内:喫茶館、物産館、土蔵(多目的ホール)、公衆用トイレ、雁木<br>屋外:イベント広場、駐車場、緑地帯、植栽 |

（管理運営業務の内容）

第5条 甲は、条例第9条第1項の規定に基づき、次に掲げる管理運営業務を乙に行わせるものとする。

- (1) 利用の許可及び取消並びに利用の制限及び停止に関する業務
  - (2) 施設及び付帯設備等の維持管理並びに修繕に関する業務
  - (3) 利用料の徴収、減免及び還付に関する業務
- 2 乙は事前に甲と協議の上、本施設の設置目的に沿って、前項に規定する業務に差し支えない範囲において、事業を企画し、実施することができる。
- 3 前2項に規定する業務の詳細は、仕様書に定めるとおりとする。

（再委託及び権利の譲渡の禁止）

第6条 乙は、管理運営業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、甲が承認した業務については、この限りでない。

- 2 乙は、本協定に基づいて取得した権利を第三者に譲渡してはならない。
- 3 乙が管理運営業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、管理運営業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害、損失及び増加費用については、すべて、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害、損失及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(維持管理)

第7条 乙は、常に善良な管理者の注意をもって、本施設の管理にあたらなければならない。

(管理経費)

第8条 本施設の年度ごとの管理運営に必要な経費(以下「管理経費」という。)については、別に年度協定で定めるものとする。

- 2 甲又は乙は、指定期間中に賃金水準、物価水準等の変動により当初合意されていた管理経費が不相当となったと認めるときは、相手方に対して通知をもって管理経費の変更を申し出ることができる。
- 3 甲又は乙は、前項の申し出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

(管理経費の支払い)

第9条 管理経費の支払方法は、別に年度協定で定めるものとする。

(利用料金)

第10条 乙は、本施設に係る利用料金を乙の収入として収受することができる。

- 2 乙は、条例第7条第1項に規定する施設運営に要する費用の範囲において、あらかじめ甲の承認を得て本施設の利用料を定めることができる。
- 3 乙は、甲の承認を得て利用料金を変更した場合には、これを施設に掲示し利用者に周知しなければならない。

(施設の管理運営の経理)

第11条 乙は、本施設の管理運営の経理にあたっては、別に会計を設けて処理しなければならない。

- 2 乙は、予算執行及び資金管理について、帳簿を整備し、その執行状況等を記録するなど適正な経理を行わなければならない。

(財産の管理等)

第12条 乙に貸し付ける備品は、甲の作成する備品台帳によるものとし、その使用及び保管には十分に注意しなければならない。

- 2 乙は、故意又は過失により甲の所有に属する備品を毀損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じてこれを弁償又は乙の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入し、又は調達しなければならない。

(責任分担)

第13条 管理運営業務に関する責任分担については、別記「責任分担表」のとおりとする。

- 2 前項に定める事項で疑義がある場合又は前項に定める事項以外の不測の事態が生じた場合は、甲乙協議の上責任分担を決定する。

(事業計画書等の提出)

第14条 乙は、毎年度甲の指定する日までに次年度の事業計画書及び収支見積書を作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 甲と乙は、事業計画書を変更するときは、協議により決定するものとする。

(事業報告)

第15条 乙は、毎年度終了後、飯山市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年飯山市条例第29号)及び飯山市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行

規則（平成 17 年飯山市規則第 18 条）に基づき、甲に事業報告書を提出しなければならない。

- 2 乙は、甲が第 22 条又は第 23 条の規定に基づいて年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。
- 3 甲は、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は説明を求めることができる。

（業務実施状況の確認と改善指示）

第 16 条 甲は、乙に対し、管理運営業務又は経理の状況に関して、随時報告を求め、関係書類及び帳簿等を必要に応じて調査することができる。また、甲は、業務実施状況の確認を目的として、随時本施設に立ち入ることができる。

- 2 前条及び第 1 項による確認の結果、条例で規定された条件や事業計画書の記載事項等を満たしていないと判断される場合は、甲は、乙に対し必要な指示を行うことができる。
- 3 乙は、前項に定める指示を受けた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

（特別報告）

第 17 条 乙は、次の各号のいずれかに該当する事故が生じたときは、応急処置を講じ、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

- (1) 非常災害その他の事故により事業を行うことが困難となったとき、又は、その恐れのあるとき。
- (2) 本施設の利用者に事故があったとき。

（重要事項の変更の届出）

第 18 条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

（個人情報の保護義務）

第 19 条 乙は、飯山市個人情報保護条例（平成 14 年飯山市条例第 33 号）第 11 条の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、本施設の管理運営に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

（職員の配置等）

第 20 条 乙は、管理運営業務を円滑かつ適正に履行するため、管理運営業務に係る責任者を配置する。

- 2 責任者の選任等は、乙の責任において行うものとする。

（サービスの維持及び向上）

第 21 条 乙は、利用者のサービスの維持及び向上に努めなければならない。

- 2 前項の趣旨を達成するため、乙は苦情処理に関する規程など、必要な規程及び体制を整えなければならない。

（甲による指定の取消し等）

第 22 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、乙に対し書面により通知した上で、乙に対する指定管理者の指定（以下「指定」という。）を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 関係法令、条例、規則、基本協定の条項又は年度協定の条項に違反したとき。
- (2) 乙の責めに帰すべき事由により、本施設の管理運営業務を履行しないとき又は履行の見込

みがないと認められるとき。

(3) 乙が次条に規定する以外の事由により指定の取消しを甲に申し出たとき。

(4) その他乙が指定管理者としての管理運営を継続することが適当でないとき。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害、損失及び費用増加が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

3 第1項の規定により指定を取り消した場合、乙は、甲に対し、甲に生じた損害、損失及び増加費用等について賠償するものとする。

(乙による指定の取消しの申し出等)

第23条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲に対し書面により通知した上で、指定の取消しを申し出ることができる。

(1) 関係法令、条例、規則、基本協定の条項又は年度協定の条項に違反したとき。

(2) 甲の責めに帰すべき事由により基本協定又は年度協定を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。

2 甲は、前項の申出を受けたときは、乙との協議の上、指定を取り消すこととする。

3 前項の規定により指定を取り消し、甲に損害、損失及び増加費用が生じても、乙はその賠償の責めを負わない。

(管理経費の返還)

第24条 甲は、前2条の規定により指定の取消し等を行ったときは、乙に対し、支払った管理経費（甲が認める正当な既履行部分に相当する額を除く。）の返還を求めることができる。

2 前項の既履行部分に相当する額の算定は、日割計算によるものとする。

(原状回復義務)

第25条 乙は、第2条に定める指定の期間が満了したとき、又は第22条及び第23条の規定により指定の取消しが行われたときは、当該施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を得たときはこの限りではない。

(管理運営業務の引継ぎ等)

第26条 乙は、第2条に定める指定の期間の終了（以下「指定期間の終了」という。）に際し、甲又は甲が指定する者に対し、管理運営業務の引継ぎを行わなければならない。ただし、甲の承認を得たときはこの限りではない。

2 甲は、必要と認める場合には、指定期間の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定する者による施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

4 前3項の規定は、第22条及び第23条の規定による指定の取消しの場合に準用する。

(賠償責任)

第27条 乙は、その責めに帰すべき事由により利用者に対して損害を与えたときは、その損害について賠償責任を負うものとする。

2 甲は乙に対して、乙は甲に対して、それぞれの責めに帰すべき事由により損害を与えたときは、その損害について賠償責任を負うものとする。

(保険)

第28条 管理運営業務の実施にあたり、甲が付保する保険は、次のとおりとする。

(1) 市有物件災害共済

(2) 市民総合賠償補償保険

(不可抗力発生時の対応)

第 29 条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を除去すべく早急に対応し、不可抗力により発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力による管理運営業務実施の免除)

第 30 条 乙は、不可抗力の発生により管理運営業務の実施ができないと認められる場合、甲との協議の上、不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。  
2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が管理運営業務を実施できなかったことにより免れた費用分を管理経費から減額することができることとする。

(非常災害時の臨時休館)

第 31 条 甲は、非常災害その他の事故が発生したときは、本施設を臨時休館とし、災害復興の間は、地域住民の避難所等として使用することができる。

(協議事項)

第 32 条 本協定に定める事項の解釈について疑義を生じたとき、又は、本協定に定めのない事項については、甲及び乙が誠意をもって協議し処理するものとする。

甲及び乙は本書を 2 部作成し、それぞれ記名押印のうえ、その 1 部を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 飯山市大字飯山 1 1 1 0 番地 1

飯山市長 江沢 岸生

乙 飯山市○○○○○○  
○○○○○○○○○○  
○○○○○○

別記 責任分担表（第 13 条関係）

種 類	内 容	負担者	
		甲（飯山市）	乙（指定管理者）
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
税制変更	一般的な税制変更		○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
政治・行政的理由による事業変更	政治・行政的理由から、管理運営業務の継続に支障が生じた場合又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費	○	
施設・設備の保守、修繕	基本的な欠陥の場合	○	
	1 か所の修繕に要する費用が 20 万円未満の場合		○
	1 か所の修繕に要する費用が 20 万円以上の場合	○	
	施設・設備に係る点検費用		○
	建物火災保険	○	
個人情報の保護	乙の責めに帰すべき事由により情報が漏洩し、又はこれに伴い犯罪が発生		○
事業終了時等の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中に業務を廃止した場合における指定管理者の撤収費用		○